

法務省だよ

あかれんが

CONTENTS

- 2面 カンボジアにおける法曹養成についてインターネット人権相談窓口
- 3面 第58回「社会を明るくする運動」
- 4面 「赤れんがまつり」結果報告



<http://www.moj.go.jp/k/index.html>

2008 AUGUST Vol.23

法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)

● 法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/>

大盛況! G8司法・内務大臣会議

今年の6月11日から13日まで、鳩山法務大臣、泉国家公安委員会委員長の共同議長のもと、東京でG8司法・内務大臣会議が開催されました。

G8司法・内務大臣会議

この会議は、G8各国の司法担当大臣・内務担当大臣が年に二度集まり、国際組織犯罪対策・国際テロ対策を中心に議論をするものです(あかれんが22号もご覧下さい)。

I D 犯罪

I D 犯罪とは、アイデンティティーすなわち個人識別情報(顔)の悪用にかかわる不法な行為のことをいいます。情報通信技術の進歩やインターネットの普及に伴って、相手と直接顔を合わせることなく、番号やパスワードを使って取引をする機会が増え、振り込め詐欺、クレジットカード詐欺、フィッシングといったI D 犯罪が世界的な問題となつています。また、偽変造旅券や他人の旅券を用いた不法入国も重大な問題です。



議長を務める鳩山法務大臣

今回の会議では、この古くて新しい犯罪現象に対してより効果的に取り組むため、国際的な議論等を通じて、理解を深めてい

く必要のあることなどが合意されました。

また、偽変造旅券や「なりすまし」対策として、顔写真や指紋といった生体情報を出入国管理に活用する動きが国際的に広がっていますが(あかれんが20号参照)、このような取組の有益性についても共通の認識が得られました。

キャパシティ・ビルディング支援

司法内務分野におけるキャパシティ・ビルディング支援とは、途上国における法整備や法執行能力の強化を支援する取組をいいます。

組織犯罪及びテロリスト集団の活動は今や国境にとらわれないため、これらと闘うためには、あらゆる国が十分な対処能力を備えることが必要です。法制度や捜査能力が脆弱な国があれば、抜け穴として利用されるおそれがあるからです。

また、より基本的な司法の基盤整備も重要です。きちんとした司法制度が存在することは、有効な犯罪対策・テロ対策の前提であるだけでなく、それ自体が重要な公共の財産であると言えます。

今回の会議では、冒頭、国連アジア極東犯罪防止研究所(アジ研)の活動や日本警察による国際協力事例の紹介があり、それを受けて活

発な意見交換が行われました。その結果、キャパシティ・ビルディング支援の重要性について認識が共有されたほか、国際組織犯罪防止条約等の普遍的な条約を世界に広めていく上で、G8のリーダーシップが重要であることが再確認されました。

児童の性的搾取との闘い

昨年のG8司法・内務大臣会議では、児童の性的搾取対策が主要議題として取り上げられ、「児童ポルノとの国際的闘いの強化」と題する独立の閣僚宣言が採択されました。

今回の会議では、これに対するフォローアップの議論が行われ、我が国からは、児童ポルノの単純所持を犯罪化



本会議における議論の様相

する法律改正案が国会に提出されたことを報告しました。

本議題については、全ての参加国が発言するなど、国際的な関心の高さがうかがわれ、最後は鳩山議長が、G8が強い意思を持って本問題に取り組みでいくことを再確認して議論を締めくくりました。

おわりに

2日間にわたる議論の結果は、会議全体をカバーする「総括宣言」と「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」

二国間会談

鳩山法務大臣は、本会合や食事会の合間に、EU議長国(スロベニア)、ドイツ、ロシア、フランス、米、イタリア、カナダの閣僚・代表との2国間会談を精力的にこなしました。(会談順)。

会談はいずれも終始和やかに行われ、米国のムケイジー司法長官からは、我が国が国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約を早期に批准することについて、強い支持と期待の表明がありました。また、イタリアのアルベルティニ・カゼラーティ内務大臣からも、国際組織犯罪防止条約への早期参加を求める発言がありました。

という2本の閣僚宣言にまとめられました。法務省ホームページに全文(英語・日本語)を掲載していますので、ご覧下さい(<http://www.moj.go.jp/G8/index.html>)。以上のとおり、2008年のG8司法・内務大臣会議は盛況のうちに終了しましたが、これで国際組織犯罪・国際テロとの闘いが終わったわけではありません。議長国の任務は我が国からイタリアに引き継がれ、来年はイタリア議長のもと、G8の議論が更に深められていくことになるのです。



鳩山法務大臣・ムケイジー米国内務長官バイ会談

カンボジアへの法整備支援

…法律家の「母」と呼ばれる女性検事の活躍

●カンボジアってどんな国?

カンボジアというと、世界遺産「アンコールワット」を思い浮かべる方も多いでしょう。カンボジアはフランスの植民地から1953年に独立しましたが、内戦が続き、特にポル・ポト政権の下で、法律家を含む大量の知識人が虐殺されたといわれています。1991年のパリ和平協定によって内戦が終結し、1993年の国連カンボジア暫定機構(UNTAC)による総選挙を経て、「カンボジア王国」として再出発した国です。



(外務省ホームページより)

●国造りのお手伝い～日本の法整備支援～

長い内戦で社会基盤が破壊され、新しい国造りのためには、法律や司法機関を整備する必要がありましたが、ポル・ポト政権下で生き残った法律家は10名不足といわれており、国際社会からの支援が不可欠でした。日本も、独立行政法人国際協力機構(JICA)による技術協力プロジェクトとして、1999年から民法や民事訴訟法などを制定する支援を行ってきました。そして、民事訴訟法は2006年に、民法は2007年にカンボジアの国会で可決・公布されました。日本の支援で、カンボジアの民法・民事訴訟法という基本的な法律が制定されたということは、日本の法整備支援の大きな成果といえます。この支援には、我が国の学者の先生方、裁判官、弁護士とともに法務省も積極的に協力しており、引き続き、関係する法律の整備などの支援を継続しています。

●法律家の養成への協力

法律ができてそれを運用する人材がいなければ意味がありません。ところがカンボジアでは、国にも民間にも法律家を養成する制度は存在しませんでした。学校の先生をしていた者など一定の教養のある者から裁判官・検察官を任命していたといわれています。2003年11月になって、ようやく、裁判官及び検察官を育てる王立裁判官・検察官養成校(以下、「養成校」といいます。)が開校しましたが、カリキュラムもなく、教材もなく、専属の教官もいないという状態であり、日本に支援の依頼がありました。そこで法務省は、まず法務総合研究所国際協力部の教官を繰り返しJICA短期専門家として現地に派遣し、カリキュラムの改善等の支援を行いながら支援プロジェクトを立ち上げる準備をしました。



●JICA長期専門家として派遣された女性検事の活躍

そして、2005年11月にJICAの支援プロジェクトとして養成校の支援が開始されたことを受けて、初代JICA長期専門家として2006年2月から2008年3月まで養成校に派遣されたのが国際協力部の柴田紀子教官(現東京地検検事)でした。柴田教官は、赴任期間中に養成校の関係者と信頼関係を築き、教材作成や教官の育成など多くの実績を残しました。カンボジアの若手法律家から「紀子は僕らの母」と言われるくらい評価され、また親しまれました。このような支援の重要性はG8司法・内務大臣会議でも確認されており(一面参照)、「顔の見える国際協力」としての法整備支援を法務省は今後も積極的に進めてまいります。



「はじめを受けた」「暴行、虐待を受けた」「仲間はずれや差別を受けた」「セクシュアル・ハラスメントを受けた」「名誉毀損、プライバシー侵害を受けた」「騒音、悪臭などに悩まされている」といった悩み事はありませんか。

法務省の人権擁護機関では、法務局、地方法務局およびその支局で、常設の人権相談所を開設しているほか、インターネットで相談できる窓口も開設しています。

◆便利な相談窓口

◆24時間365日いつでも相談できます

インターネット人権相談受付窓口は、インターネットに接続できるパソコンまたは携帯電話があれば、相談窓口の開設時間を気にせず、24時間365日相談を申し込むことができます。「仕事や学校があつて日中に電話相談できない」「相談窓口に行くのは気がすすまない」などといった方も、相談しやすくなっています。寄せられた悩み事二つについて、法務局の職員または人

ご存知ですか?

インターネット
人権相談受付窓口

権擁護委員が、解決に導くため、一緒に考えます。相談は無料です。また、相談内容の秘密は守りますのでご安心ください。

◆相談の方法は簡単です

インターネット人権相談受付窓口による相談方法は簡単です。パソコンの場合、法務省ホームページに設けられた「インターネット人権相談受付窓口」(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html)に接続し、画面の指示に沿って、情報を入力します。相談に対する希望の返信方法として、電話、Eメールのいずれか、もしくは両方を選べます。インターネット人権相談受付窓口には、「子ども用(SOS-eメール)」と「大人用(SOS-eメール)」と「大人

用」の2つの窓口があります。子ども用の窓口は、わかりやすい言葉を使い、漢字にふりがながふられています。

また、携帯電話の場合は、「モバイル人権相談受付窓口」(http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html)にアクセスしてください。「子ども用(SOS-eメール)」と「大人用」の2つの窓口があります。なお、携帯電話でモバイル人権相談受付窓口を利用するときは、下にあるQRコードをバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続することができます。なお、相談に対する回答には数日を要しますので、お急ぎの場合は、最寄りの法務局に電話などで相談してください。

◆お役立ちリンク

- ・法務省人権擁護局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>
- ・法務省「インターネット人権相談受付窓口」
 - ▶ パソコン用 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
 - ▶ 携帯用(モバイル人権相談受付窓口) SOS-eメール <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>
- ・法務省「子どもの人権110番」 全国共通フリーダイヤル 0120-007-110 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- ・法務省「女性の人権ホットライン」 全国共通 0570-070-810 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html>



わんが博士のQ&A

お答えします 「検察庁の犯罪被害者支援について」

Q 犯罪被害者の方が検察庁に相談するにはどうすればいいのですか?

A まず、最寄りの検察庁の被害者ホットラインに電話をかけてください。被害者支援員などが被害者の方の相談をお受けします。相談はしたくても電話はちょっとという方にはファックスでも相談をお受けします。検察庁の被害者ホットラインの連絡先は法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11-7.html>)で確認できます。

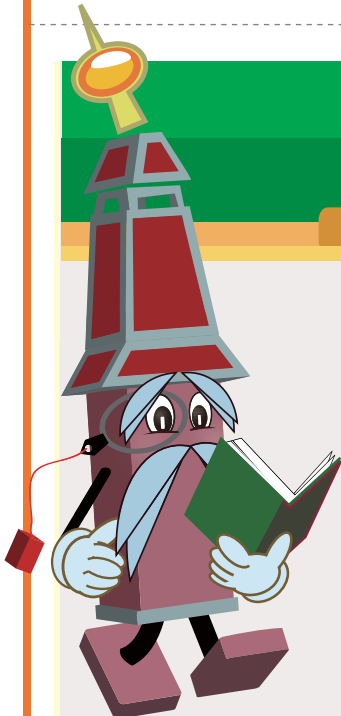
Q 被害者支援員とはどのようなことをしている人なのですか?

A 被害者支援員は、全国の検察庁に配置されており、犯罪被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添いなどの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者の方の状況に応じた精神面・生活面・経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

Q 犯罪によって被害を受けた事件がどうなったか知るにはどうすればいいのですか?

A 検察庁では、被害者等通知制度を設け、犯罪被害者の方などが希望された場合に事件の処分結果や刑事裁判の結果などをお知らせしており、また、平成19年12月からは、加害者の処遇状況などについてもお知らせしていますので、検察庁の担当者にご相談ください。

そのほかにも検察庁では様々な犯罪被害者支援を行っています。詳しい内容については、最寄りの検察庁の被害者支援員などにご照会ください。



“社会を明るくする運動”

「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」



7月は
“社会を明るくする運動”
の強調月間です。

“社会を明るくする運動”って?

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で58回目を迎えます。

“社会を明るくする運動”に、みんなの参加を

犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを支えていくことのできる地域社会をつくるためには、地域社会に住むすべての人がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。7月の強調月間を通じて、犯罪や非行のない地域社会をつくるため、国民一人ひとりが考

めるきっかけになれば、と毎年「作文コンテスト」を実施しています。昨年は、14万点以上の応募がありました。家庭や学校など、普段の生活で体験したことを作文にして応募してみませんか。

■ 応募締め切り

平成20年9月上旬頃
(各都道府県ごとに異なる)

■ 応募先

各都道府県の“社会を明るくする運動”実施委員会まで
昨年の法務大臣賞(最優秀賞)受賞作品は、法務省のHPで読むことができます。

“社会を明るくする運動”

あやまちから立ち直ろうとする決意を、地域社会の中でますぐに受け入れることの必要性を多くの人に知ってもらいたい。そういう想いを込めて、昨年に引き続き、今年も「おかえり。」をキーワードとして、このメッセージを伝えていきます。

● 作文を書いて“社会を明るくする運動”に参加

小・中学生の皆さんが“社会を明るくする運動”の理解を深

入賞作文集



www.moj.go.jp/HOGO
www.kouseihogo-net.jp

そんなとき 法テラス が役に立ちます! Vol.3 「借金でお悩みの方は…」

■ 法テラスへの電話が、解決への第一歩となります!

サラ金、クレジットカード、ヤミ金融・・・現在、多重債務は大きな社会問題のひとつとして、国をはじめ、地方自治体などが対策に乗り出しています。

しかし、お金にかかわる問題は、個人にとってとてもデリケートな問題であり、誰にも相談できず、一人で悩みや不安を抱えているという方も数多くいらっしゃいます。

法テラスでは、こうした方々が気軽に相談できる身近な窓口として、コールセンターのほか、全国各地に事務所を設け、ご利用の方々に必要な情報をご案内しています。

■ 弁護士・司法書士への費用を支払う余裕がない場合・・・

法テラスでは、弁護士や司法書士の費用を支払う余裕がないという方に、法テラスの事務所等で行う無料法律相談をご案内するほか、実際に債務整理を依頼する必要がある場合には、その費用を立て替えるといった「民事法律扶助業務」を行っています(※「民事法律扶助」のご利用にあたっては、収入等の条件を満たす必要があります。詳しくは、法テラス・ホームページをご覧ください)。

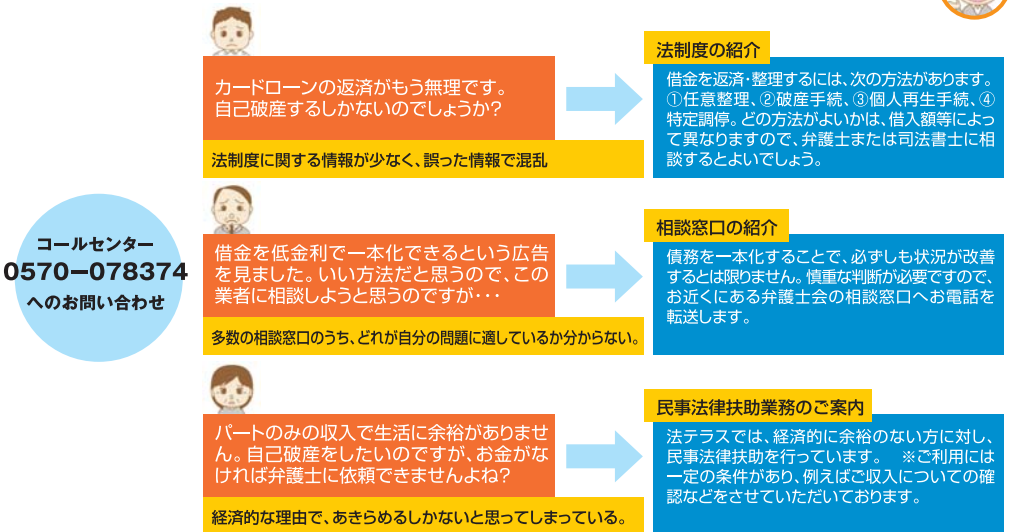
■ 借金の問題の解決方法は様々です。

一人ひとりに合った解決方法は何か

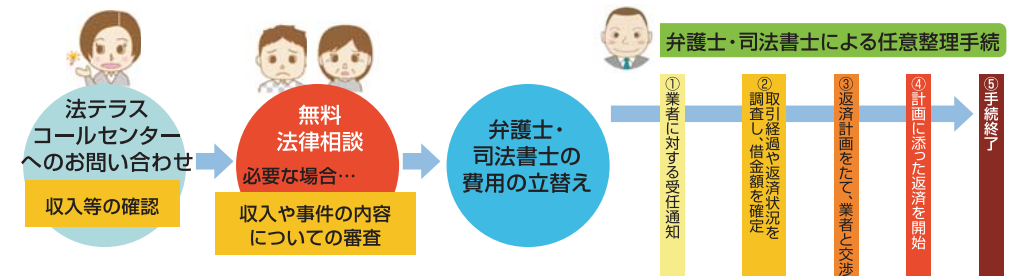
・・・まずは法テラスまでご相談ください!!

法テラス・コールセンター **0570-078374**
受付時間 平日 午前9時～午後9時 土曜日 午前9時～午後5時
※通話料:固定電話からであれば、全国どこからでも3分8.5円(税別) ※PHS/IP/光電話からは、03-6745-5600にお電話下さい。
法テラス・ホームページ <http://www.houterasu.or.jp>

法テラス・コールセンターのご案内イメージ



民事法律扶助を利用した問題解決までのながれ(任意整理の場合)



裁判員制度広報



裁判員制度が平成21年5月21日から始まりです。

平成20年4月15日の閣議決定で、裁判員制度の施行日が平成21年5月21日に決まりました。

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。国民のみなさんが裁判に参加することによって、国民のみなさんの視点・感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。そして、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど、世界の国々で広く行われています。

施行日が5月21日に決まった理由は、5月21日は、まったく新しい司法の国民参加制度を定める裁判員法の国会における成立日(平成16年5月21日成立)であり、裁判員制度を開始する日としてふさわしいからです。

裁判員制度の開始に向けて、これからも積極的に広報活動を行っていきます。説明会などご希望の方は、お近くの地方検察庁までお問い合わせ下さい。

「赤れんがまつり」

《みんなで奏でる司法のハーモニー》を開催！

《みんなで奏でる司法のハーモニー》をテーマに、法務省と最高検察庁は、5月25日(日)、省内の一部を開放し、「赤れんがまつり」を開催しました。



④「赤れんが寄席」でオリジナル落語を演じる三遊亭圓橋さん

このイベントは、裁判員制度をはじめとする司法制度改革や法務行政を、みなさんに楽しみながら知ってもらえるような様々なイベントを行ったもので、今回で4回目になります。朝からあいにくの雨模様にもかかわらず、約2,400人もの方々にご来場いただき、各会場・コーナーとも熱気にあふれるイベントとなりました。

午前中に盛り上がりを見せたのは「赤れんが寄席」。落語家の三遊亭圓橋さんがオリジナルの新作落語「裁判員制度落語」評議は踊る」を、三遊亭小圓朝さんが古典落語「天狗裁き」を披露してくれました。会場は爆笑の連続でした。

メイン会場となった大会議室では、日本テレビアナウンサーの延友陽子さんの総合司会で「検事総長と語ろう会」がスタートすると、すぐに満員となり、大勢の立見の人が出るほどの盛況ぶりでした。

但木総長は、「日本の風景と裁判員制度」について講演の後、会場からの質疑応答を受けるなど、わかりやすくユーモアあふれる話をしました。



③「検事総長と語ろう会」で講演する但木敬一検事総長

続いて、放火事件を題材とした模擬裁判を開き、現職検事が裁判長・検察官・弁護士・被告人・証人役等を真剣に演じました。会場のみならず、裁判員になったつもりで有罪・無罪及び量刑の評決に参加し、刑事裁判の雰囲気を感じてもらいました。終了後も来場者どうしで「私だったら…」と、熱のこもった議論をしている風景が会場外でも見られました。



⑤立ち見も出る大盛況となった「模擬裁判」

午後、赤れんが棟では、「クイズ検察雑学大辞典」が行われました。このイベントは、参加者に検察に関するクイズを解いてもらい、見事全問正解した方に豪華景品(?)を贈呈するというもので、前回も大変な盛況でした。

また、検察広報室では、「各地で活躍する検察広報キャラクター紹介」が終日行われていました。各庁のキャラクターは、土地土地の名産や歴史上の人物等をモチーフとして誕生した個性豊かな完全オリジナルなものばかり。ここでも3人(?)が大活躍で、お子さんたちと記念撮影をするなど大いに盛り上げてくれました。



⑥クイズに参加する来場者と検察広報キャラクター

クイズがスタートすると、前日に鳩山法務大臣を表敬訪問したばかりの裁判員制度広報キャラクター「サイバンインコ」(福岡高検)、「かちけん君」(鹿児島地検)、「なっち」(奈良地検)も特別ゲストとして参加して、愛嬌たっぷりに参加者を迷わせていました。

サンクンプラザでは、午前は刑事施設への慰問を精力的に行い「受刑者のアイドル」と呼ばれている女性デュオ「PINK(ピンク)」が元気いっぱいステージを披露しました。また、「赤れんがまつり」のフィナーレとして、ヴォーカリストの鈴木重子さんがオカリナ奏者の本谷美加子さんをゲストに迎え、楽しいコンサートを開いて会場を魅了しました。

その他、お子さん向けのイベントとして緊急車両・護送車両の展示や、刑務官・入国警備官の制服試着体験のコーナーにも人気が集まりました。また、大好評の「刑務所の食事体験」コーナーや、普段見ることのできない刑務所の模擬舎房(単独室)、模擬法廷、検察庁の模擬取調室・証拠品庫見学ツアー、コンピュータ性格検査、人生クイズラリー、慶應義塾大学教授・霞信彦さんによる法務史料説明、赤れんが棟ツアー、さらには更生保護・人権擁護・訟務・法務総合研究所・法テラスの各コーナーなど盛りだくさんの催し。午後には雨もやみ、盛況のうちに幕を閉じました。



⑦「サイバンインコ」「なっち」と記念写真



⑧赤れんが棟をバックに行われた「鈴木重子コンサート」

「赤れんがまつり」は、司法制度改革や法務行政を、みなさんに楽しみながら知ってもらえるような様々なイベントを行ったもので、今回で4回目になります。朝からあいにくの雨模様にもかかわらず、約2,400人もの方々にご来場いただき、各会場・コーナーとも熱気にあふれるイベントとなりました。

午後、赤れんが棟では、「クイズ検察雑学大辞典」が行われました。このイベントは、参加者に検察に関するクイズを解いてもらい、見事全問正解した方に豪華景品(?)を贈呈するというもので、前回も大変な盛況でした。

また、検察広報室では、「各地で活躍する検察広報キャラクター紹介」が終日行われていました。各庁のキャラクターは、土地土地の名産や歴史上の人物等をモチーフとして誕生した個性豊かな完全オリジナルのものばかり。ここでも3人(?)が大活躍で、お子さんたちと記念撮影をするなど大いに盛り上げてくれました。

午後、赤れんが棟では、「クイズ検察雑学大辞典」が行われました。このイベントは、参加者に検察に関するクイズを解いてもらい、見事全問正解した方に豪華景品(?)を贈呈するというもので、前回も大変な盛況でした。

また、検察広報室では、「各地で活躍する検察広報キャラクター紹介」が終日行われていました。各庁のキャラクターは、土地土地の名産や歴史上の人物等をモチーフとして誕生した個性豊かな完全オリジナルのものばかり。ここでも3人(?)が大活躍で、お子さんたちと記念撮影をするなど大いに盛り上げてくれました。

午後、赤れんが棟では、「クイズ検察雑学大辞典」が行われました。このイベントは、参加者に検察に関するクイズを解いてもらい、見事全問正解した方に豪華景品(?)を贈呈するというもので、前回も大変な盛況でした。

Information インフォメーション

法テラス「子ども向けパンフレット」の無料配布を行っています!

法テラスでは、誰もが被害にあう可能性のある、「ネットトラブル」をとりあげた学習用教材を作成しました。困った問題が起きたとき、まずはどこに相談すればよいのか、学校やご家庭で、パンフレットを題材にみんなで話し合ってみてはいかがでしょうか。

配布のご希望は、法テラス本部(メール: kouhou@houterasu.or.jp)まで。



ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」(岡山会場・前橋会場)が開催されました

当日は、ハンセン病に関する基調講演や中学生をパネリストとするディスカッションのほか、ファミリーコンサート、ビデオ上映会を通じて、来場者の方々にハンセン病を正しく理解していただき、親子で共に考えていただくきっかけとなりました。

【日時・場所】平成20年7月27日(日) 岡山会場(さん太ホール)
平成20年8月4日(月) 前橋会場(前橋テルサ)
主催: 法務省, 全国人権擁護委員連合会ほか

平成20年度人権啓発フェスティバル(東京会場)が開催されました

当日は、講演会、シンポジウムや人権啓発資料展のほか、コンサート、映画上映会、物産展など盛りだくさんの催物を通じて、来場者の方々に人権を身近なものとして考えていただきました。

【期間】平成20年8月23日(土)、24日(日)
【場所】東京都新宿区(東京都庁周辺)
主催: 法務省, 文部科学省, 東京都, 全国人権擁護委員連合会, (財)人権教育啓発推進センター, 東京都人権啓発活動ネットワーク協議会 ほか

6/1「人権擁護委員の日」に全国各地で特設人権相談所を開設しました。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。平成20年度も、6月1日を中心に全国の人権擁護委員が、各地の市区町村に設置された約2,600か所の特設人権相談所で、女性・子ども・高齢者をめぐる人権の問題や近隣のトラブルなどの相談に応じました。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します

全国の法務局・地方法務局では、「いじめ」問題をはじめとする子どもの人権問題について、専用相談電話「子どもの人権110番」による平日の相談時間を延長するとともに、土日も開設して相談に応じます。

【期間】平成20年9月8日(月)～14日(日)
【時間】平日 8:30～19:00 土日10:00～17:00
【場所】全国の法務局・地方法務局(電話)

フリーダイヤル(無料) **0120-007-110**

法務省の人権擁護機関では、子どもに関する人権相談をインターネット(SOS-eメール)でも受け付けています。

- ▶ SOS-eメールアドレス
 - ・パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
 - ・携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

